

法学未修者の関係資料

令和6年2月

目次

1. 基礎データ

<入学者>

志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移	3
入学者数の推移（非法学部出身者関係）	4
入学者数の推移（社会人経験者関係）	5

<進級・修了者>

進級率	6
法科大学院の修了者の推移	7
未修者全体の修了者数、標準修業年限修了者数	8
法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移（非法学部出身者関係）	9
法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移（社会人経験者関係）	10

<司法試験合格率・合格者>

司法試験合格率（単年）の推移	11
司法試験合格率の推移（単年度）（未修/既修、法学部/非法学部別）	12
司法試験合格率の推移（修了後1年目）（未修者/既修者別）	13
法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（全体）	14
法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（未修）	15
司法試験合格者数のこれまでの推移（旧司法試験合格者を含む）	16

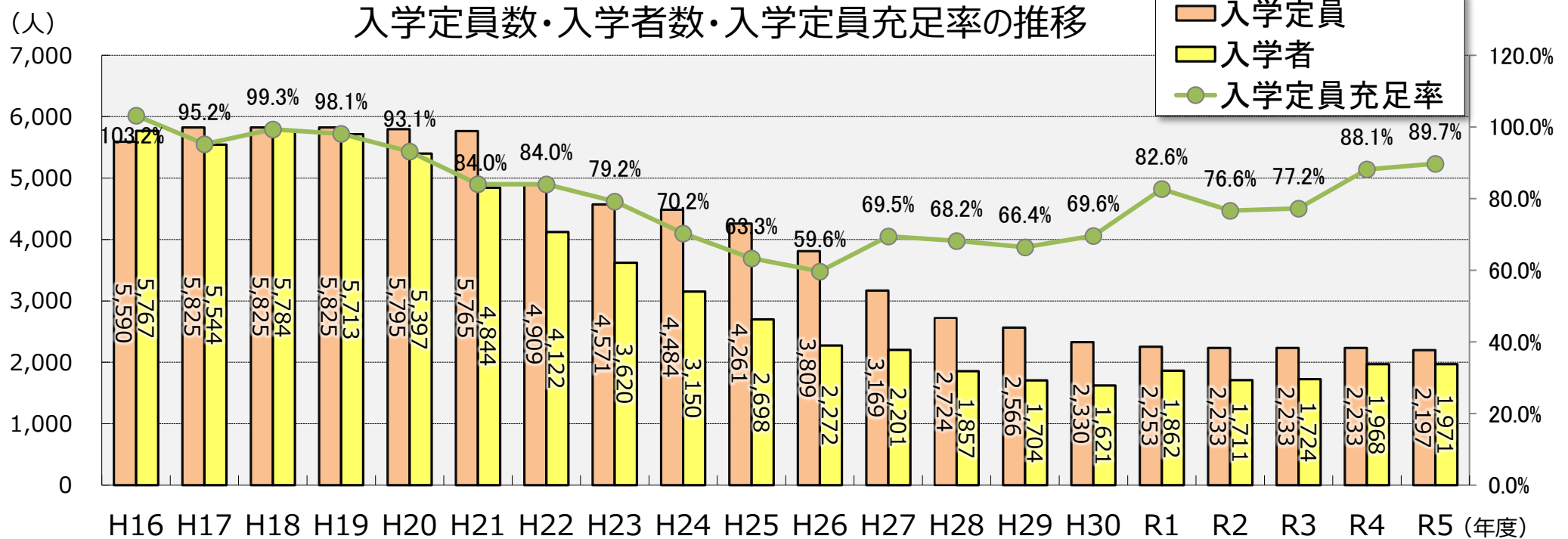
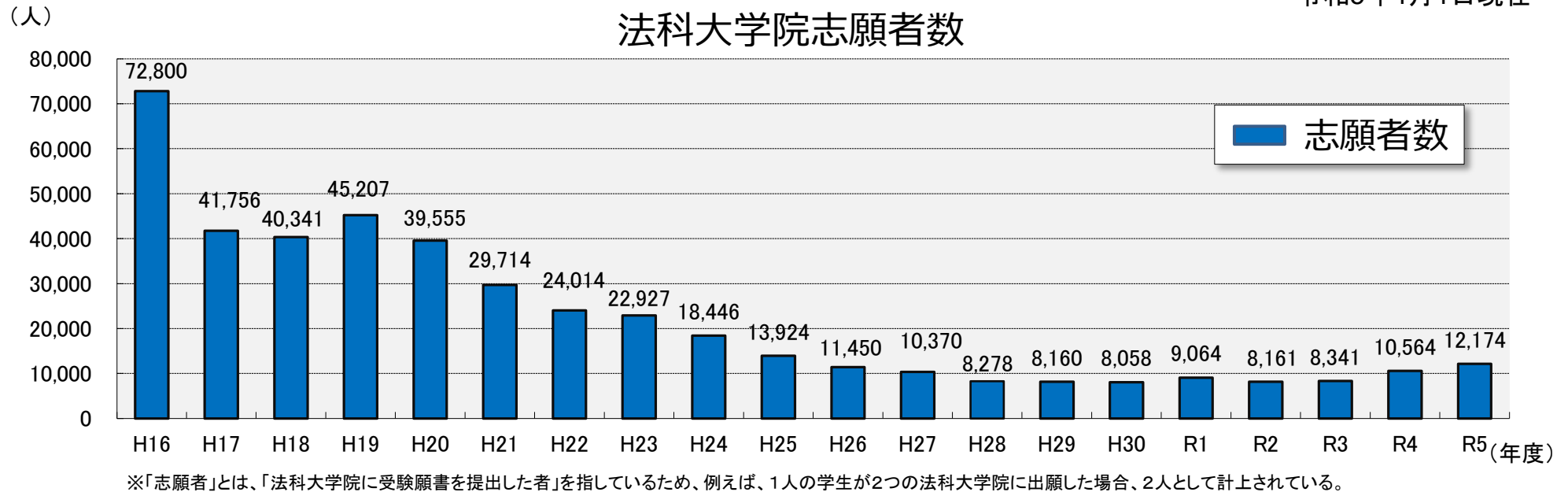
2. これまでの中教審法科大学院等特別委員会における議論

法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ	18
中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第11期の議論のまとめ ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～【概要】	19
中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における法学未修者教育に 関するこれまでの議論の経緯	21

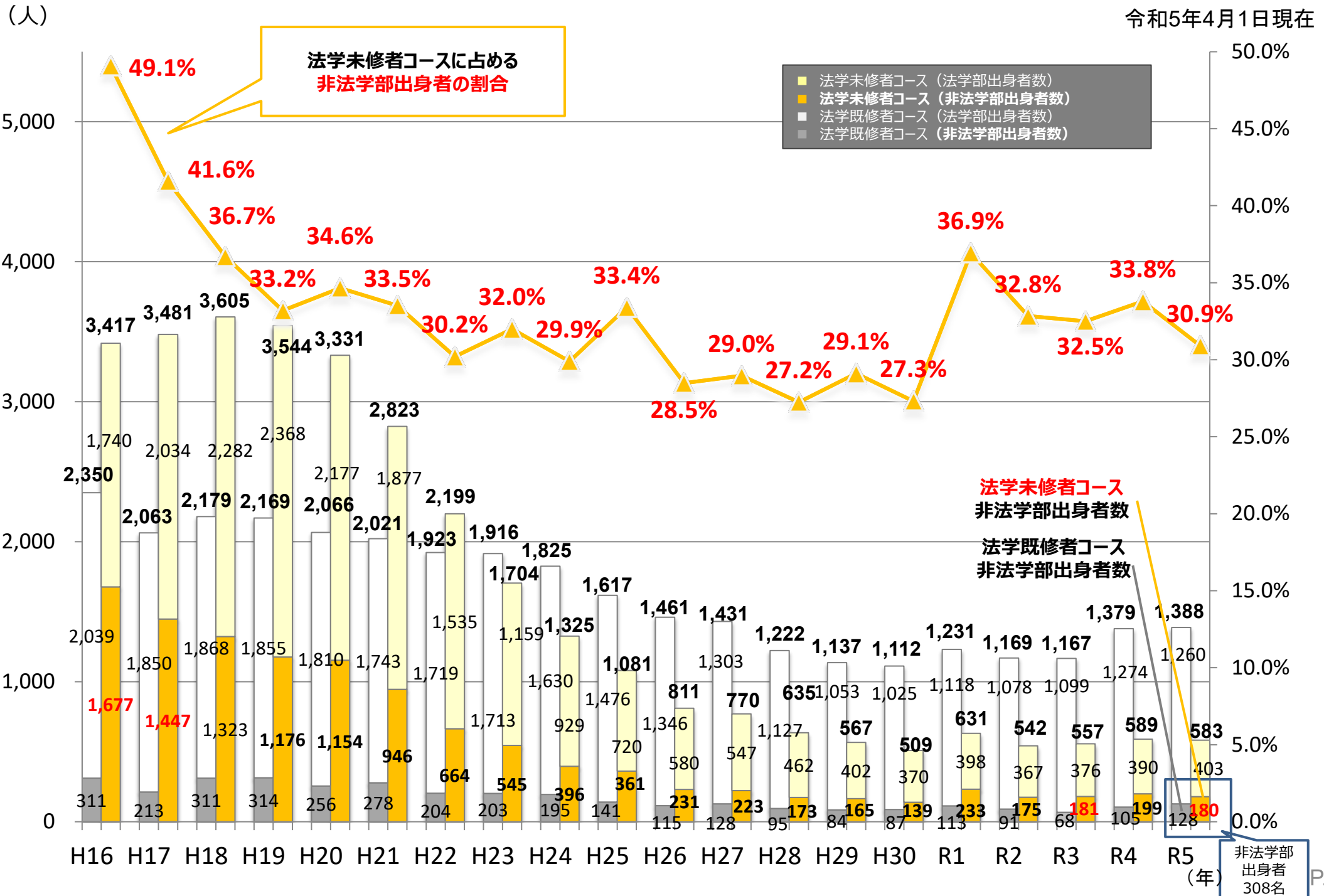
基礎データ

志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移

令和5年4月1日現在



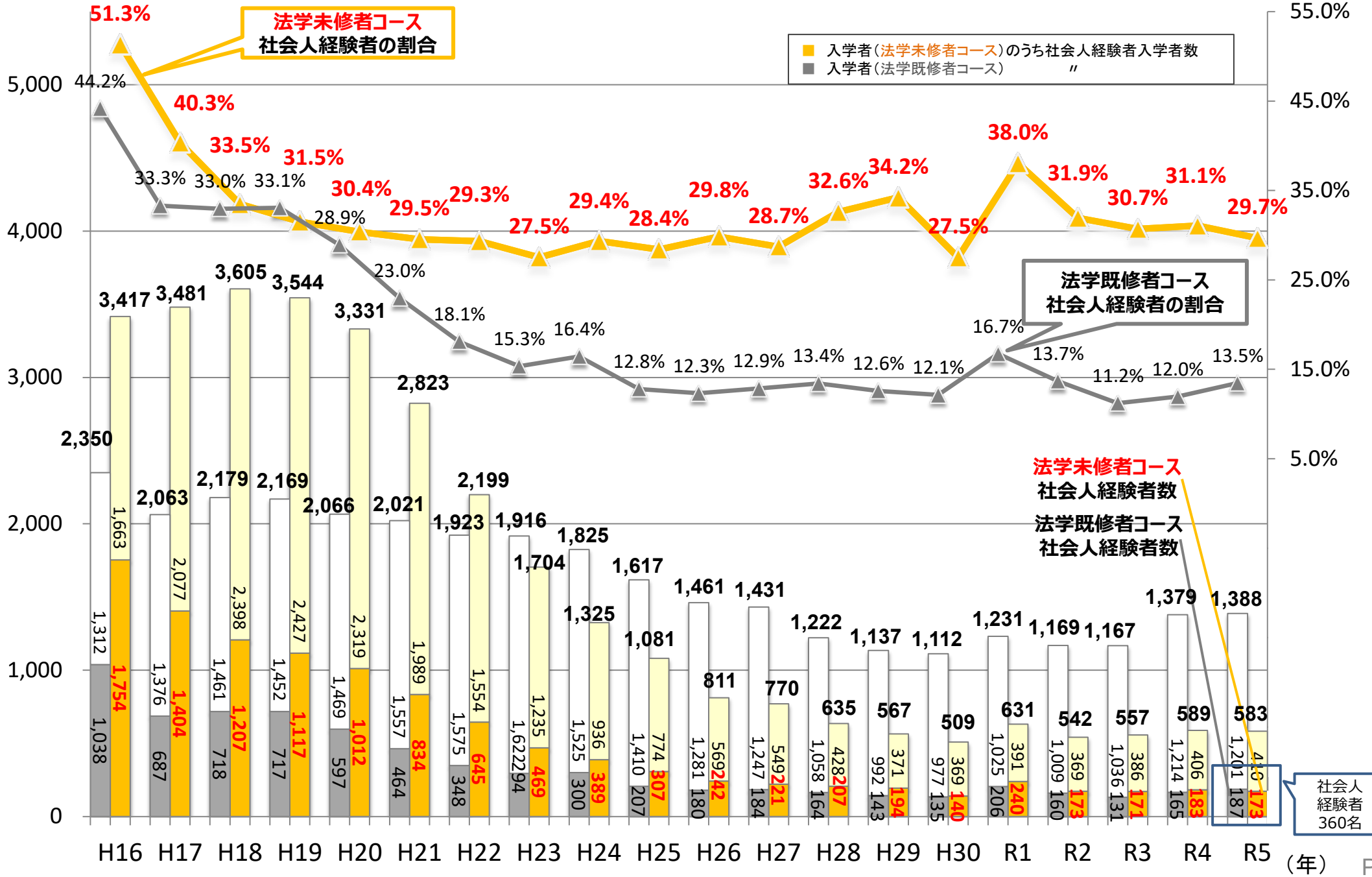
入学者数の推移（非法学部出身者関係）



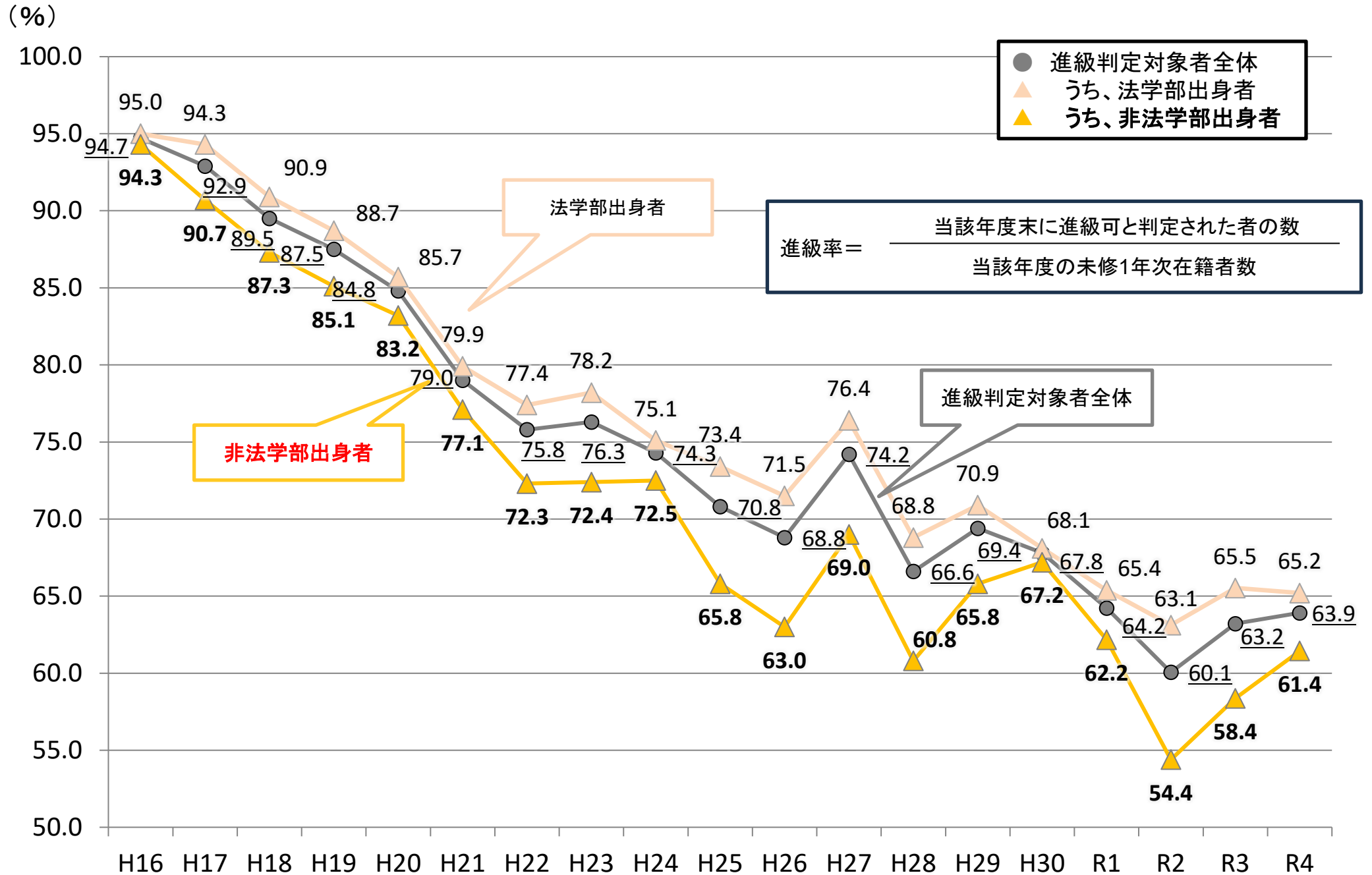
入学者数の推移(社会人経験者関係)

(人)

令和5年4月1日現在



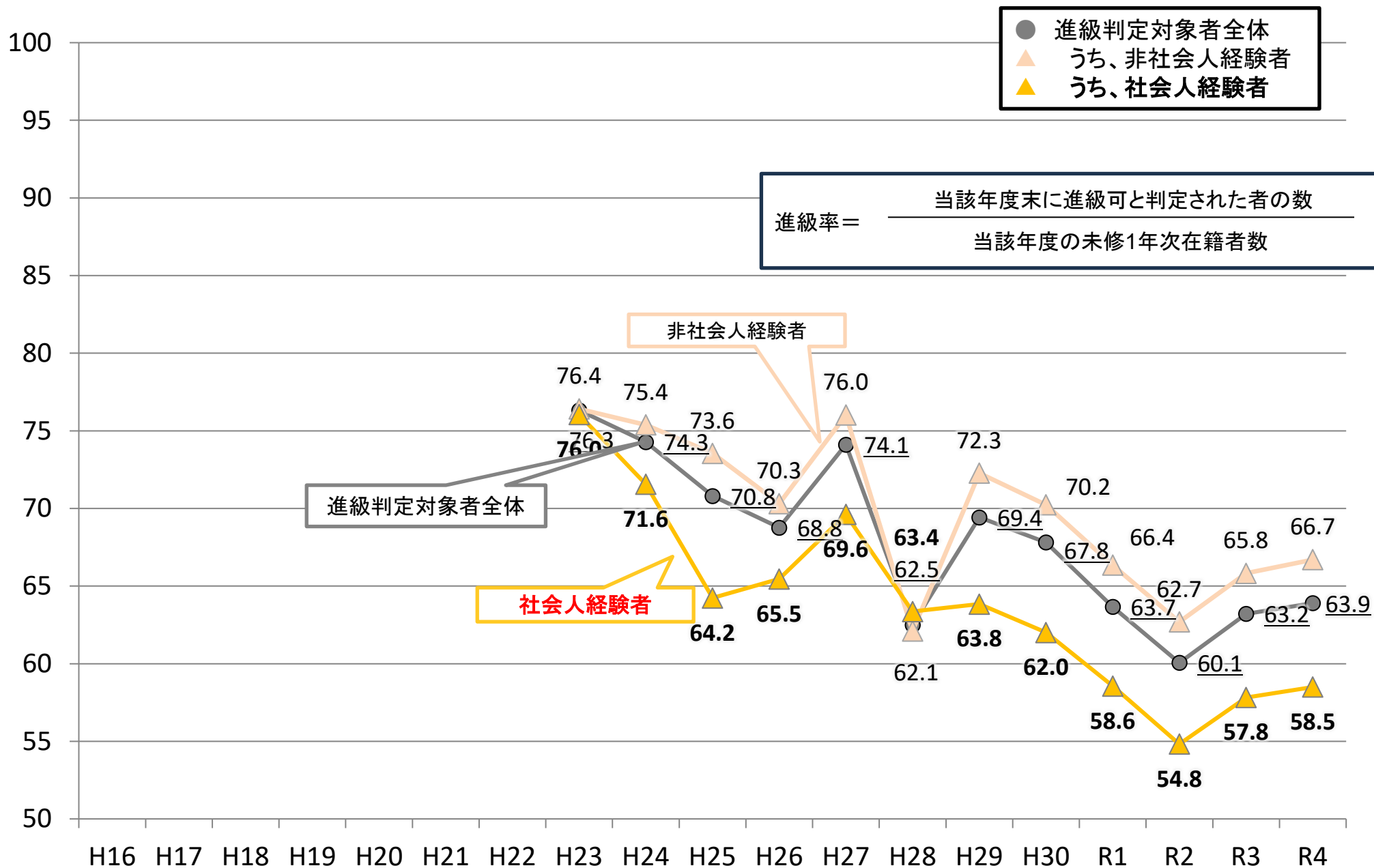
未修1年次から2年次への進級率の推移(非法学部出身者関係)



※ 長期履修者を除く (年)

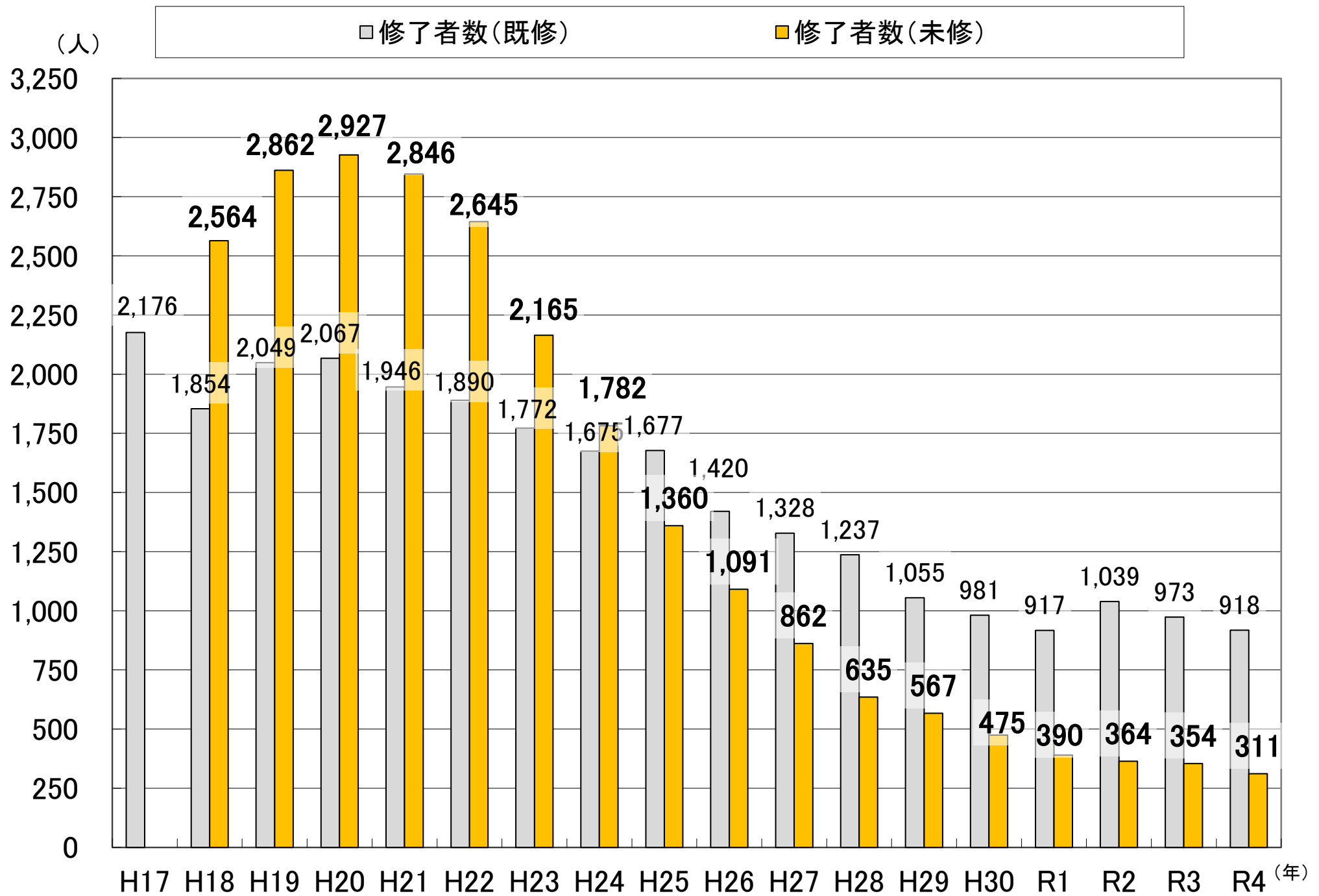
未修1年次から2年次への進級率の推移(社会人経験者関係)

(%)

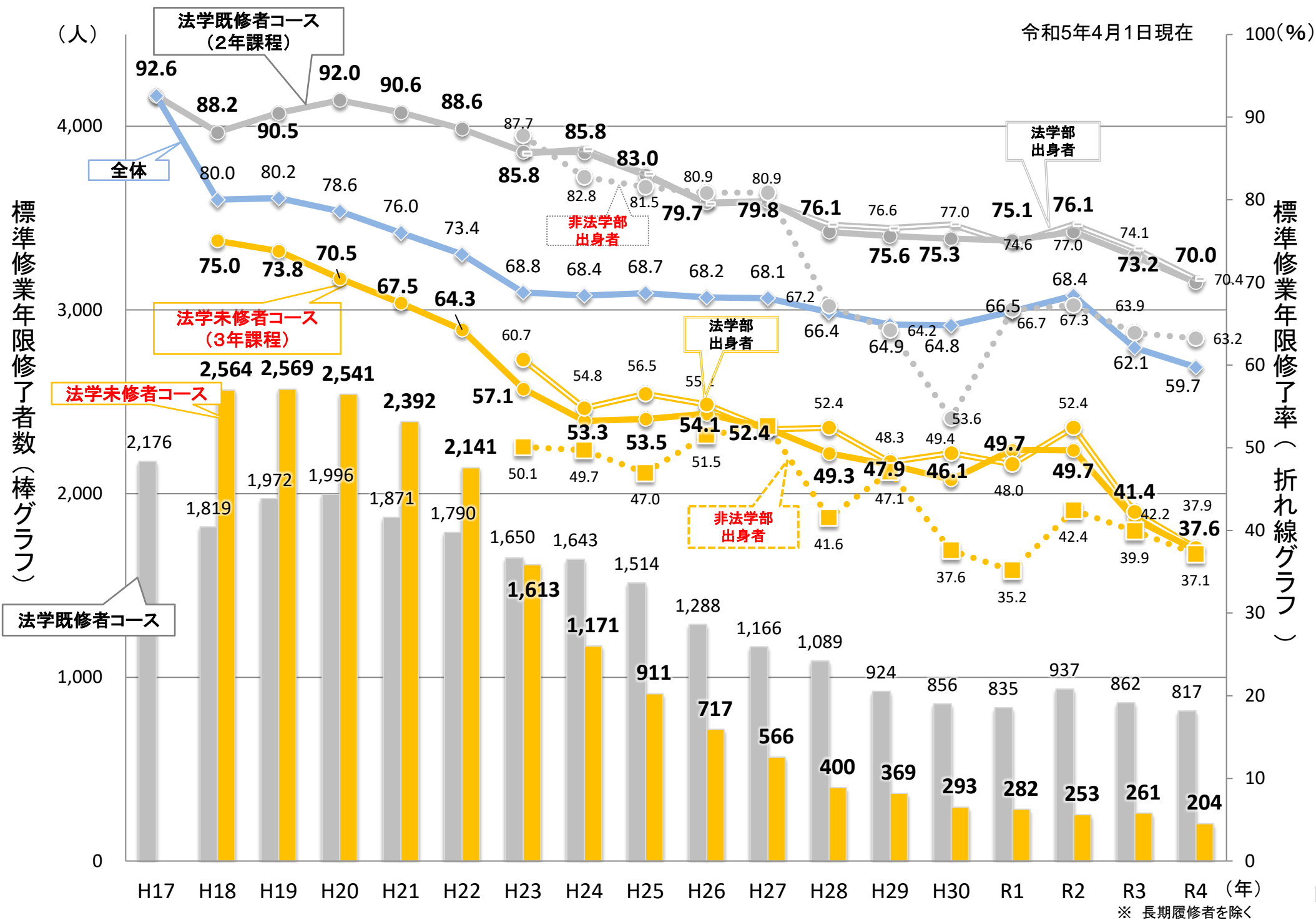


※ 長期履修者を除く (年)

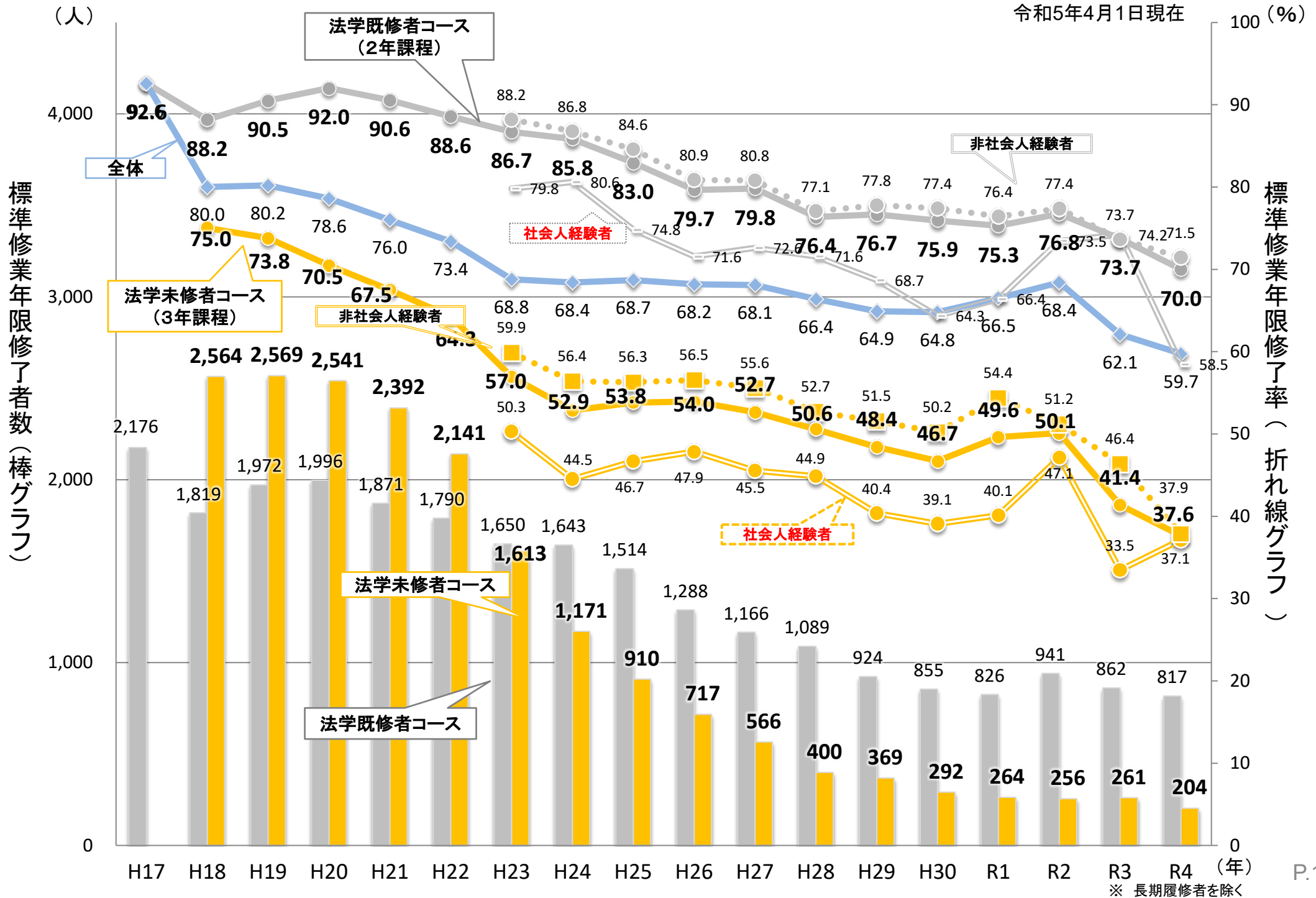
法科大学院修了者の推移(既修・未修別)



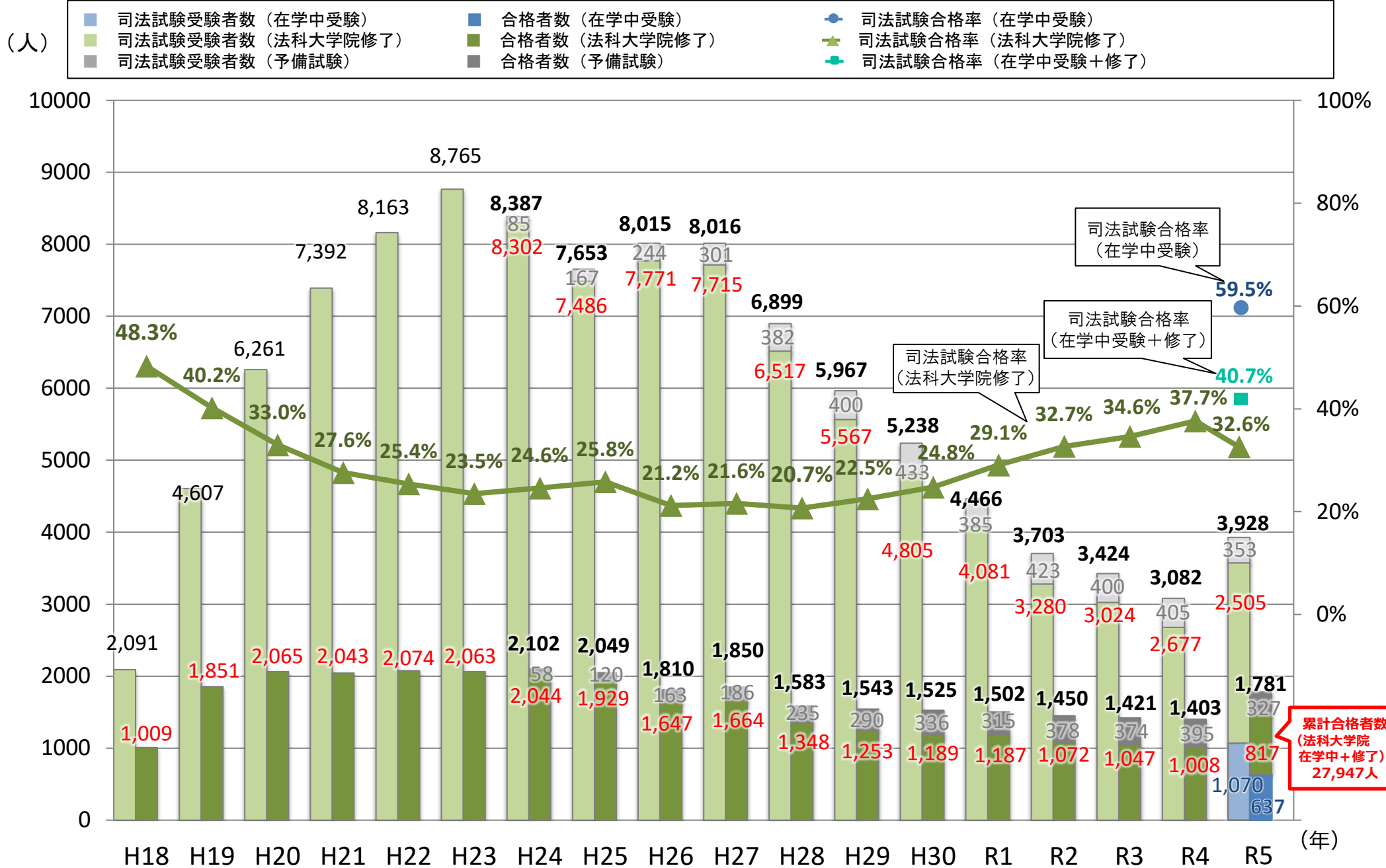
法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移(非法学部出身者関係)



法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移(社会人経験者関係)



司法試験合格率（単年）の推移

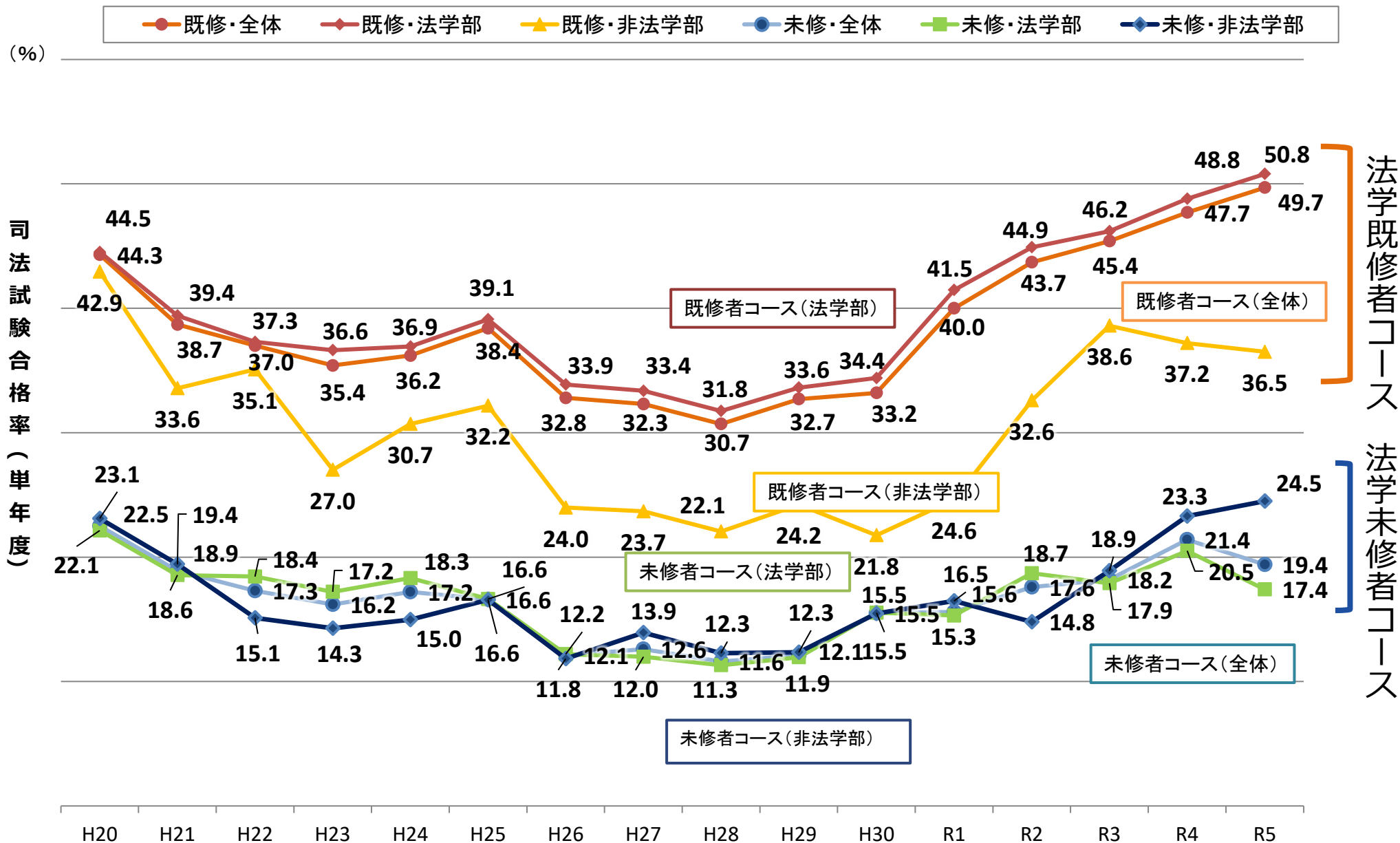


累計合格者数
(法科大学院
在学中+修了)
27,947人

(出典:法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成)

※募集停止・廃止校を含む。平成18年の受験者は、法学既修者コースの修了者のみ。

司法試験合格率の推移（単年度）（未修/既修、法学部/非法学部別）

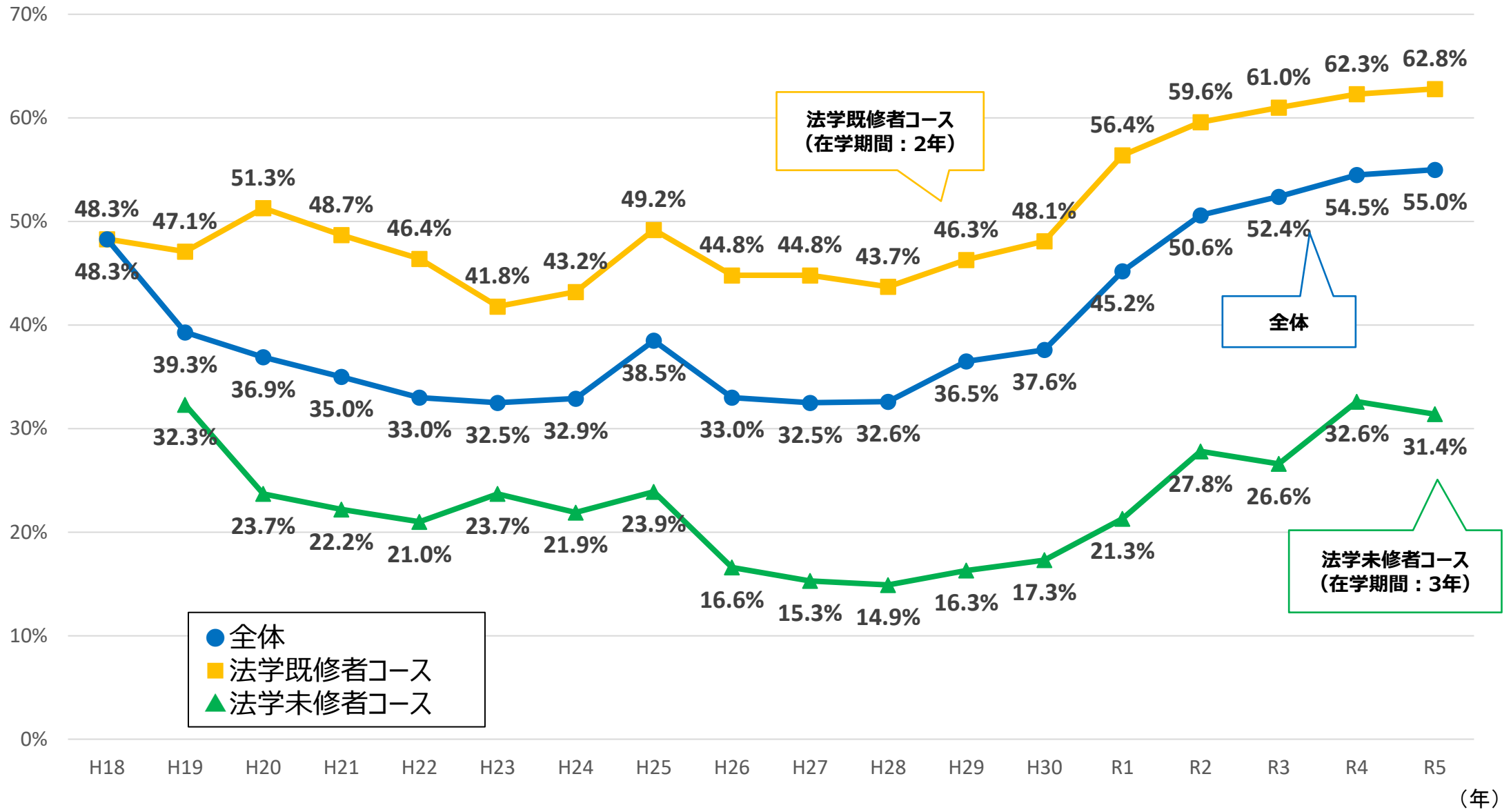


(出典: 法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成)

(年)

※募集停止・廃止校を含む。

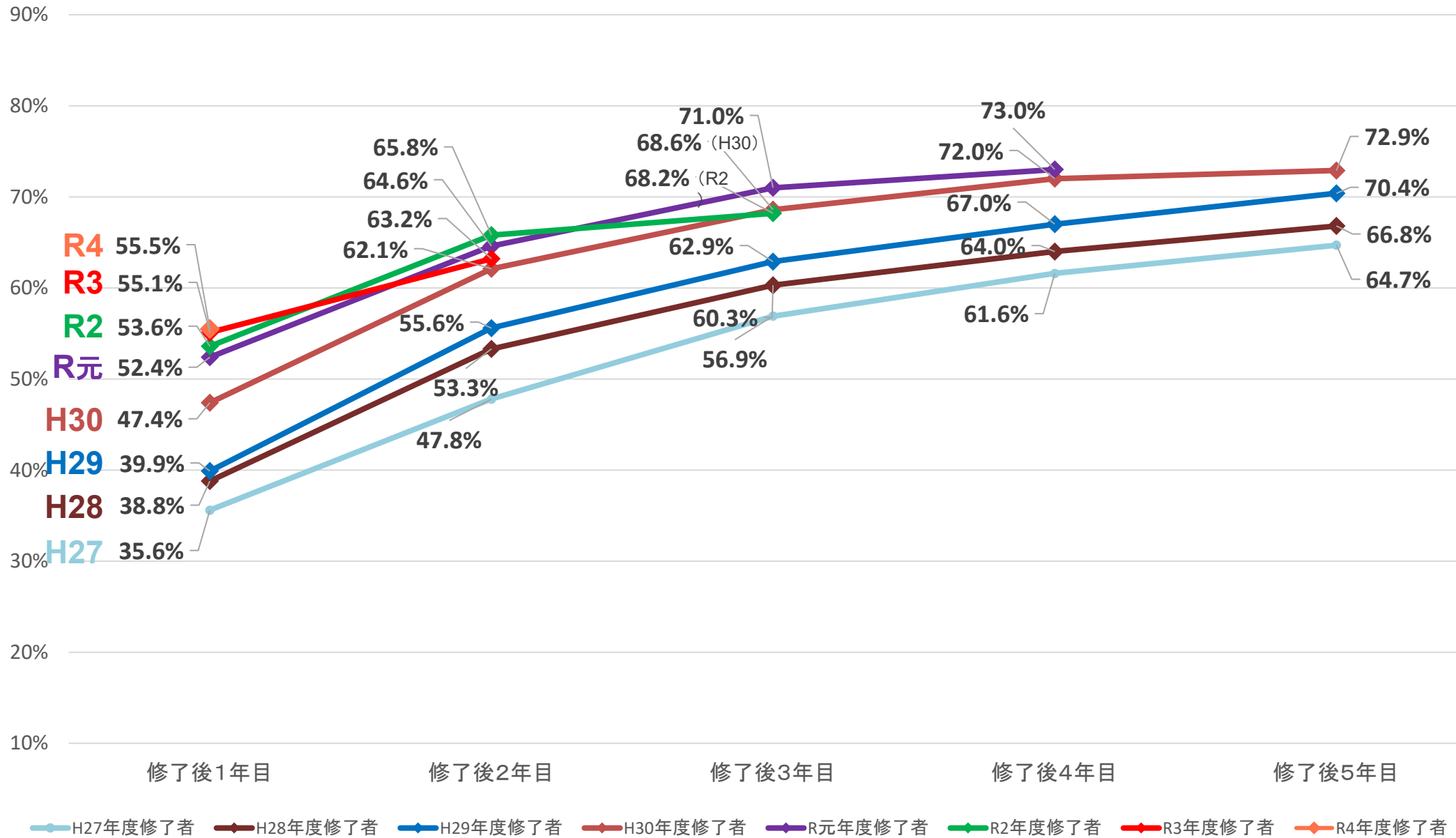
司法試験合格率の推移（修了後1年目）（未修者/既修者別）



（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※募集停止・廃止校を含む。

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（全体）



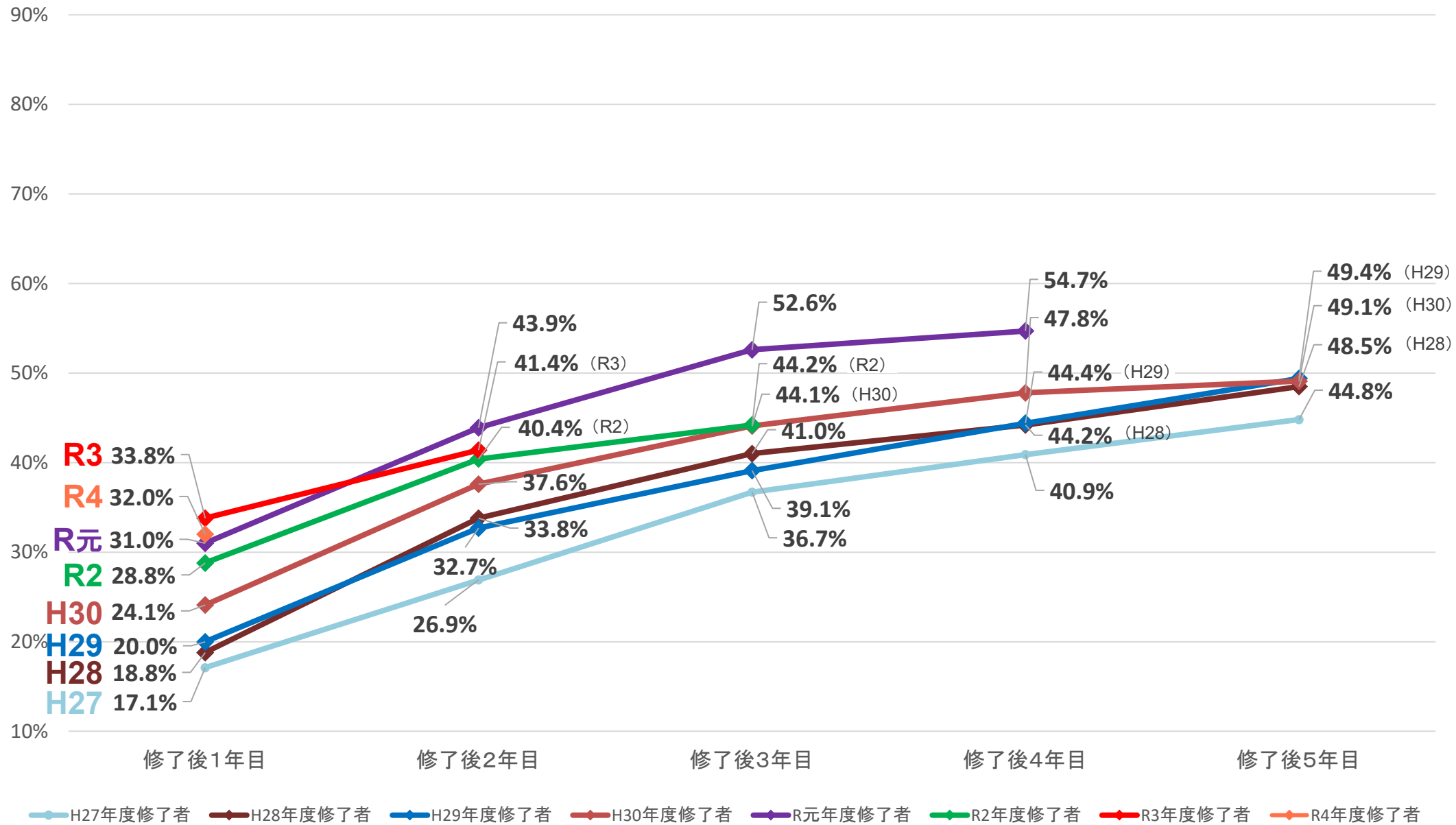
（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※各年の司法試験実施時の募集停止・廃止校を除く。

＜参考＞

令和5年司法試験の在学中受験資格に基づく合格率 59.8%

法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（未修）



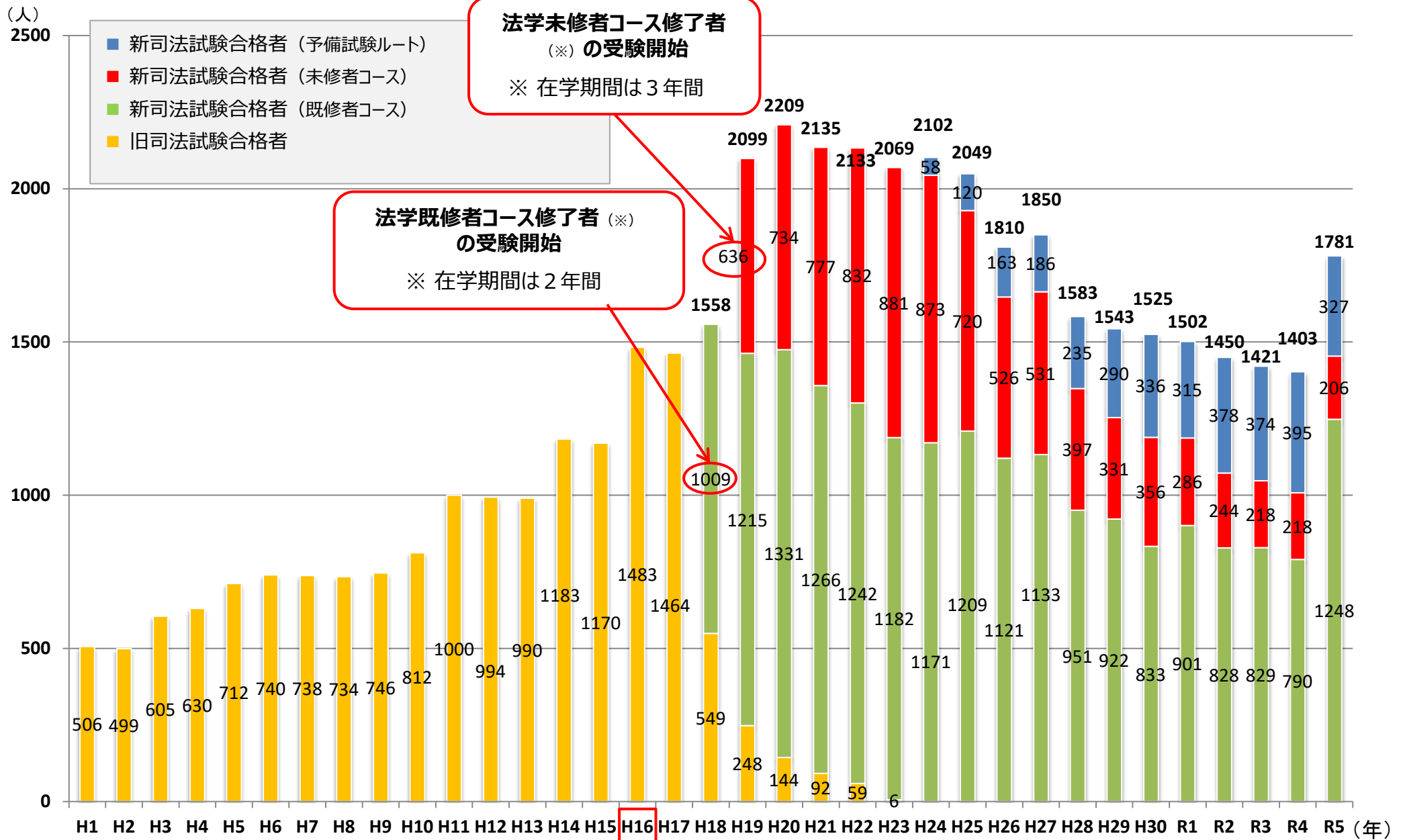
（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※各年の司法試験実施時の募集停止・廃止校を除く。

<参考>

令和5年司法試験の在学中受験資格に基づく合格率 38.6%

司法試験合格者数のこれまでの推移（旧司法試験合格者を含む）



既修者の累計合格者数 19,181人
未修者の累計合格者数 8,766人

（出典：法務省提供データ 司法試験の結果から文部科学省にてグラフ作成）

※募集停止・廃止校を含む。平成18年の受験者は、法学既修者コースの修了者のみ。

これまでの中教審法科大学院等特別委員会における議論

法科大学院をめぐる現状

- 一連の改革により、募集継続校は35校、入学定員総数は2,253人と、規模が適正化。R2年度からの定員管理により、司法試験合格までの予測可能性を高める。
- 法学部3年(法曹コース)+法科大学院2年のプロセスを幹とする5年一貫教育制度の創設と司法試験の在学中受験資格の導入により、学生の時間的・経済的負担を軽減。
- 法学未修者については、入学者全体に占める社会人・非法学部出身者が減少(各2割未満)。司法試験合格率も法学既修者との差が顕著(累積合格率は、既修者74.9%に対し、未修者44.8%)であり、さらなる対応が必要。
- 人生100年時代、デジタル化、ポストコロナ社会では、多様な法的サービスの提供が求められ、幅広い知見を有する法律人材の量的・質的ニーズが増加。

法学未修者教育の充実に向けた課題

- 法学未修者(非法学部出身者、社会人経験者、有職社会人等)は、自分に適した学修方法や確保できる学修時間などが様々。
- 習熟度の違い等を踏まえた上で、複数の選択肢を用意し、個々の学生にとって最適と考えられる方法を選択できるような学修環境を提供することが重要。

多様な経歴や能力に配慮した学修者本位の教育の実現

- 法学未修者教育の課題は法科大学院に共通する課題が多い。
- 各法科大学院が有する経験やノウハウ等を共有し、法学未修者教育の充実にも取り組むことが期待される。

法科大学院間の協働による全体の教育水準の向上

課題を踏まえた5つの対応策

1 学修者本位の教育の実現

- コロナ禍での実績を踏まえ、より本質的な双方向・多方向の教育の実現に向けて、科目の特性や学修者の状況に応じて、**オンデマンド方式を含めたICT(遠隔授業)**を適切に活用。
 - 〔メリット〕 時間や場所の制約なく自らのペースで繰り返し視聴が可能
 - オンデマンド方式の予復習をもとにした**反転授業**で、より本質的な双方向・多方向の授業を実現
 - 共有や公開が容易なため、入学予定者向けの**模擬授業・導入授業・学内FD**など、幅広い活用が可能
 一方で、ICTを活用する際には、**学修意欲を維持**したり、**教職員・学生同士の交流を確保**したりする工夫が必要。
- 補助教員(修了生や法律実務家等)による授業フォローや論述指導を一層促進**し、学修面・生活面・精神面で学生支援を実施。文部科学省は、補助教員の学修支援がカリキュラムの一環として組織的・機能的に行われるよう留意事項を整理。
- 学生の希望に応じ、**長期履修制度**などを柔軟に活用し、**多様な学修計画の選択肢**を提供。

2 社会人学生等の実態に配慮した学修体制

- 法学未修者の中でも、特に**非法学部出身者、社会人経験者、有職社会人**に配慮した学修環境を整えることが必要。
- 有職社会人や法科大学院が立地しない地域の居住者の学修をより充実させるため、**ICT(オンデマンド方式)を活用**。
- 非法学部出身者等の**初学者**向けに、法律基本科目のガイダンス、司法試験合格者の体験談、法曹三者による仕事紹介など、**入学前の多様な学修機会を提供**。また、科目等履修生として入学前に取得した単位を既修得認定することも可能。
- 法律基本科目の学修に注力できる環境**を整備するため、入学前の実務経験や法学以外の知識・能力の評価手法を検討。

3 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

- 法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の課題、方策等を**継続的に議論する場(協働プラットフォーム)**を設置。
- 法学未修者に適した**教育内容・手法の共有・開発**のほか、**補助教員の活用、FD・SDの活性化**等について、法科大学院間で協働することにより、**法学未修者教育の全体の教育水準の向上**を目指す。

4 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善

- 全国共通の試験結果をもとに、1年次教育の成果分析を通じた**学修・進路指導を充実**する。
- 各法科大学院における客観的な進級判定の一材料として、引き続き、適切に活用する。

5 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

- 社会ニーズの高まる多様な領域(技術革新への対応、グローバル・ローカルの諸課題への対応等)において多数の法科大学院修了生が活躍し、**法科大学院教育の成果を広く社会に還元**できるよう、キャリアパスの開拓、就職先機関との連携、的確な情報提供・発信等を行う。**法科大学院修了生の幅広い進路を把握し、発信**することが重要。

今後のさらなる検討課題

上記の対応策の進捗確認と成果検証を行いつつ、引き続き検討

- ◆ICTを活用した法学教育の在り方
- ◆法曹志望や法科大学院進学への意欲・関心を高める取り組みや適性を踏まえた入学の在り方
- ◆非法学部出身者・社会人経験者が有する多様な知識・能力や経験を踏まえた法科大学院教育の在り方
- ◆夜間主コースをはじめとする有職社会人の学修環境の在り方
- ◆1年次教育と法曹コースの教育の連携の在り方

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第11期の議論のまとめ ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～【概要】

- ✓ 令和元年法改正により新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)と在学中受験導入(R4年度に初めて法曹コース生が法科大学院進学。令和5年度に在学中受験開始)。また、当委員会前期(R元～2)の法学未修者教育に係る提言を受け、各法科大学院で取組を推進。
- ✓ 今期(R3～4)は、法科大学院を取り巻く諸課題について議論、ヒアリングを行い、改善の提案や好事例を整理。

1. 新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)について

- ◆ 各法科大学院・法曹コースによる取組状況の把握・共有に引き続き努め、新たな一貫教育制度の着実な実施を推進。
- ◆ 期間の短縮により、プロセスによる法曹養成制度の中核をなす法科大学院の趣旨や特色が失われることのないよう留意。
- ◆ 時間的・経済的負担の軽減以外の多様な意義・可能性についても強調(法科大学院のない大学や地域に法曹コースが置かれることによる法曹養成推進など)
- ◆ 法曹コースの質の確保・向上のため、法科大学院による実態把握・評価、法曹コースを置く法学部による進学実績等の情報公開、自己点検評価等による不断の改善・充実、文部科学省による実施状況の把握が必要。他方、政策的な評価は、短期的な数字だけでなく、中長期的に動向を把握・分析すべき。
- ◆ 法曹コースや修学支援制度について、高校生、法学部生等に対する積極的な広報が必要。

2. 法科大学院等における教育の充実について

(1) ICTの活用の推進

- ◆ ICTの活用は教育の充実や補助教員の確保に有効であり、対面授業を大切にしつつも、ICTの活用に向けた創意工夫は今後も重要。
 - ・活用改善に向けた取組：オンライン授業の改善点を学生より聴取、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の中でオンライン授業の工夫を共有
 - ・活用の広がり：予復習のための補助教材の提供など講義以外での活用、遠方の法曹や研究者の講演をオンラインで聴く機会の提供など

(2) 在学中受験に向けた教育課程の工夫

- ◆ 各法科大学院において、令和5年度から実施される在学中受験に向け、様々な教育課程の工夫を実施。
(例：司法試験前に試験科目を一通り履修できるカリキュラム編成、試験後に法律実務基礎科目や展開・先端科目等の積極的な履修を推奨)
- ◆ 文部科学省や法科大学院協会は、在学中受験をするか否か、また、その可否にかかわらず、全ての学生に「プロセスとしての法曹養成」の趣旨を踏まえた教育がなされるよう、各法科大学院における検討・改善の状況を引き続き把握・共有することが必要。

(3) 司法修習との連携

- ◆ プロセスとしての法曹養成を充実する観点から、その中核を担う法科大学院と司法研修所の連携は重要。在学中受験に合格した場合には、法科大学院修了後直ちに司法修習に進むことが可能となる中、その重要性は一層高まっている。近時、法科大学院教員による司法修習のオンライン傍聴など、連携の取組が強化されたことにより、法科大学院教育をどのように行ふべきか、様々な気づきが得られている(裁判手続等の修得水準、実務を意識した題材選定の重要性など)。
- ◆ 小規模校や研究者教員などを含む参加者の増加、全国の法科大学院への得られた成果の共有などが今後の課題。
- ◆ 法科大学院の授業を司法研修所の教官が視聴して意見交換を行うなど、双方向の連携を通じた、両者の教育の更なる充実を期待。

3. 法学未修者教育の更なる充実について

(1) 調査研究：法学未修者教育を主題とした前期の議論のまとめを受け、調査研究を実施。

- ①法律基本科目に係る授業等の在り方：「**アクティブ・ラーニング**」、「**スモールステップ**」（どの段階で何をどの程度深く教えるか）の視点の有用性
- ②入学前の導入的教育手法：**短編の動画教材の併用による複数のコンテンツ作成**の有用性（多様な視聴者に対応したテーマ・難易度設定が可能）
- ③補助教員の組織的・機能的な活用：**法科大学院間の活用事例の共有・議論の場**、**法科大学院を越えた補助教員間ネットワーク構築**の重要性

(2) 社会人学生に対する教育

- ◆ 多様なバックグラウンドを有する法曹養成のため、**社会人経験のある学生に対する支援は極めて重要**（特に**有職社会人は学修時間の確保が課題**）

取組例：オンライン方式やオンデマンド方式による遠隔授業の活用、レポートや小テストなどを含む科目特性に応じた様々な形式での成績評価、長期履修制度の柔軟な運用、履修証明プログラムや科目等履修による入学前の単位修得の推進

(3) 共通到達度確認試験：**法科大学院で進級判定にとどまらず広く利用され、学生にも全国的な到達度の把握に活用**されていることから、**継続的な実施**が必要。

(4) その他：「3 + 2」や在学中受験が始まる中、法学未修者の状況については引き続き注視し、必要なサポートの在り方を検討。

4. 複数の法科大学院の連携について

- ◆ 個々の法科大学院では予算、時間、人的資源などに限りがあるため、**法科大学院間の連携・協働による教育水準の向上が重要**。

取組例：共同開講科目の配置、法律実務基礎科目の連携、合同FD、両校の学生による合同自主ゼミの企画・実施、単位互換制度の活用など

5. 地域の自治体や法曹界、産業界との連携について

- ◆ 法科大学院教育の成果を還元することにより、**地域や社会に貢献する魅力ある法科大学院として存在意義を高めていく**ことが必要。

自治体との連携の例：行政や権利擁護の実務に関する研究会の開催、自治体との連携協定による修了生の弁護士を派遣

法曹界との連携の例：弁護士会による授業参観、修了生の弁護士による近隣地域の大学生・高校生向け講演会の開催

産業界との連携の例：経済団体との連携により地域の企業法務のニーズを把握し、法科大学院から地元企業に組織内弁護士や法務担当者を輩出
地元企業の法務担当者向けに法務の基礎や英文契約などの研修を実施

6. 法科大学院等の魅力や特色の積極的な発信について

- ◆ 法曹志望者の増加に向け、各法科大学院と関係者が連携して、**法科大学院教育の意義や法曹の仕事の魅力を引き続き発信**する必要。

・**司法試験合格率向上の事実**を丁寧に説明（令和4年司法試験では、累積合格率が修了後1年目で5割、3年目には7割に到達）

・他方で、法科大学院の意義は、**司法試験合格にとどまらず、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野で活躍する法曹の養成**であり、**これに向けた各種取組・創意工夫について、継続的に収集・共有・発信**が必要（法律実務基礎科目や展開・先端科目における取組、留学・海外派遣に係るプログラムの提供、社会人を含む法学未修者への支援、地域の自治体、法曹界、産業界との連携など）

- ◆ **修了後の多様な進路**について、丁寧な説明が必要（企業、自治体、福祉施設、学校、研究者など、法曹資格の有無にかかわらず、活躍の場は拡大）

- ◆ **法学部以外の学部学生や高校生等に対しても発信**が必要。その際、修了生や現役の法科大学院、法曹コースの学生が携わることが有効。